

## 第1回 サイバー事案の被害の潜在化防止に向けた検討会 議事要旨

### 1 開催概要

#### (1) 開催日時等

- 開催日時  
令和4年12月12日（月）午前10時から午前12時まで
- 開催場所  
ウェブ会議

#### (2) 出席委員等

- 委員  
東京都立大学法学部教授 星周一郎（委員長）  
（株）NTT データ技術革新統括本部システム技術本部サイバーセキュリティ技術部  
エグゼクティブ・セキュリティ・アナリスト 新井悠【欠席】  
（株）ソリトンシステムズ IT セキュリティ事業部エバンジェリスト 荒木粧子  
（一社）EC ネットワーク理事 沢田登志子  
（株）BLUE 代表取締役 篠田佳奈  
（一財）日本サイバー犯罪対策センター理事 島根悟  
森・濱田松本法律事務所弁護士 蔦大輔  
フィッシング対策協議会運営委員 林憲明  
情報セキュリティ大学院大学教授 藤本正代
- 事務局  
警察庁サイバー警察局長  
警察庁長官官房審議官（サイバー警察担当）  
警察庁サイバー警察局長サイバー企画課長  
警察庁長官官房参事官（サイバー情報担当）  
警察庁サイバー警察局長サイバー捜査課長  
警察庁サイバー警察局長情報技術解析課長
- オブザーバー  
個人情報保護委員会事務局  
厚生労働省  
経済産業省  
内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター  
総務省  
法務省  
文部科学省  
金融庁

## 2 議事進行

### (1) 開会

- ※ 事務局より開会を宣言
- ※ 事務局より委員長候補として星委員を推薦し、委員からの承認を得た。

### (2) 議事

- 事務局説明  
事務局、個人情報保護委員会事務局、厚生労働省及び経済産業省から説明を行った。
- 自由討議  
各委員からの主な意見については以下のとおり。

#### 【関係省庁との連携強化について】

- ・ 中小企業のサイバーセキュリティ対策の推進に向けて、警察とサイバーセキュリティお助け隊サービスとの連携強化を進めるべき。
- ・ 大手EC事業者は、買い子と受け子の情報、行動履歴等を用いて不正検知に取り組んでいる。こうした情報は犯罪捜査にも活用が期待されることから、経産省及び警察庁の連携スキームにEC事業者も加えるべき。また、EC事業者が買い子や受け子の情報を他の事業者と共有するにあたり、どのような運用であれば制度上認められるか、個人情報保護委員会事務局を含めてその対策を検討するべき。
- ・ クレカの不正利用等の被害については、経済産業省と警察庁で調整した統一的な様式を準備して報告を容易にすべき。
- ・ 個人情報保護委員会事務局が被害組織から受領した報告のコピーを警察に共有する仕組みも有効ではないか。
- ・ 保育所・保育園の分野が、病院等と同様に今後サイバー攻撃の対象となることが考えられることから、対策を強化していくべき。

#### 【通報・相談に関する環境整備について】

- ・ 現場の警察官がSNSで事案等を認知した際に、事業者に配慮した対応を行うに当たっての要領等を、警察庁から都道府県警察に示すべき。
- ・ 被害企業に「なぜ警察に通報しないといけないのか」という意識があるため、義務づけをせずに通報・相談の件数を増やすためには、企業側に通報・相談のメリットを示すべき。
- ・ 相談に乗ってもらえるということは企業側にとって一つのメリットになる。被害者側に「このレベルでも相談していいんだ」という意識を持ってもらうことが重要であり、相談等で求める内容のレベルや通報・相談先の窓口を明確化し、広報すべき。

- ・ 国内企業の海外支社に対する事案は警察による捜査が難しく、企業も通報・相談しない傾向があると思料される。こうした被害の潜在化についてのアプローチも検討すべき。
- ・ 警察への情報提供に係る根拠がないという理由で企業側の対応も消極的になるため、捜査関係事項照会等の手段を講じることも有効ではないか。
- ・ ECについて、マーケットプレイスで発生した被害は、プラットフォーム提供企業からの申告が原則になっていると聞く。個々の店舗からの申告も受け付けるようにすべき。
- ・ なぜ警察に通報する必要があるかという点について、サイバー事案の通報・相談によって被害の未然防止や拡大防止につながられるということをしっかり訴え掛けていくべき。
- ・ 被害申告をしようとする企業等と申告を受ける警察の現場の間で、申告の取扱い方針についての意識等がずれないように注意することが重要である。
- ・ 通報・相談しやすい単純な仕組みを構築することが重要である。警察や関係省庁等に被害を申告する際の様式を web フォームで一本化し、被害者側で入力した後に、都道府県警察や監督官庁に振り分ける仕組みを導入すべき。
- ・ 通報・相談を適切に実施した組織が、BCPや訓練等のような準備を日頃からしていたのか好事例として共有すべき。

#### 【その他】

- ・ 被害防止の観点から、ベンダー等が持つ情報の報告を求めるような制度も必要になると考える。
- ・ 個人情報漏えい事案以外の領域についても対象を絞った上で通報・相談を義務化し、その課題等を検証しながら制度を構築していくべき。
- ・ 本検討会においては、企業等における被害に係る通報・相談の促進に加えて、個人の被害に係る取組についても議論すべき。

#### (3) 閉会